保税蔵置場許可申請書 (C-3120)

「営業用、自家用の別」欄には、自家用の場合はその旨を、また、営業用の場合はその旨を記載する。また、関税法第56条第3項の規定により、保税工場の一部について、保税蔵置場の許可を併せて受けようとする場合は、「関税法第56条第3項扱い」の旨を記載する。

「蔵置場の構造、棟数及び面積」欄には、建物の場合は、構造、棟数及びその延べ面積により記載し、土地の場合は、土地である旨及びその面積を記載し、水域の場合は、水域である旨及びその面積を記載する。

なお、構造物が、タンク、パイプの場合には、その水平投影面積を記載する。

「蔵置する貨物の種類」欄には、蔵置される貨物を以下の区分により記載し、輸入若し くは輸出又は輸出入の区分も加えて記載する(例えば、輸入一般貨物、輸出危険貨物、輸 出入冷凍冷蔵貨物)。

(1) 一般貨物

下記(2)から(4)までに掲げる貨物以外の貨物

(2) 危険貨物

下記イからホまでに掲げる法令の規定により、取扱い、保管等について届出、許可 等の手続を要する貨物

- イ 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)
- 口 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)
- ハ 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)
- ニ 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号)
- ホ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)
- (3) 冷凍冷蔵貨物

冷凍設備又は冷蔵設備を有する倉庫に蔵置される貨物

(4) その他特殊貨物

船用品、機用品、仮陸揚貨物及び保税売店において販売する貨物等、一般輸出入通 関手続を要しない貨物については、これらの区分により記載する。なお、これらの区 分に該当する場合であって、上記(2)及び(3)に該当する場合には、これらの区分に加え 括弧書きで上記(2)及び(3)の区分を記載する。

(注) 税関関係手数料令第2条第1項ただし書に規定する関税定率法別表又は関税暫定 措置法別表第1の税率が無税(関税定率法第12条(生活関連物資の減税又は免税) の規定による関税の免除を含む。)に該当する同一品目の貨物のみを蔵置する場合及 び関税定率法別表第44.03項から第44.13項までに掲げる木材のみを蔵置する水域 の場合については、上記(1)から(4)までの区分に加え括弧書きで貨物の品名を記載す る。

<添付書類>

申請書には、関税法基本通達 42-8 に規定する書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者(法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。以下同じ。)の氏名(カナ、漢字)、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電磁的記録媒体(DVD-R/RW、CD-R/RWに限る。)その他適宜の方法により提出するものとする。